

実 施 計 画	1.研究助成金の場合 研究期間、計画の概要等	(研究期間)	
	2.交流助成 } 3.その他 } の場合	(研究計画)	
	4.具体的到達目標 いつまでに何を達成 するのか	上記項目は記載例ですので、項目にとらわれず、左欄の事項を記載して下さい。	
申 請 額 の 内 訳		摘 要	金 額 (円)
	設 備 ・ 備 品		
	消 耗 品	試薬	200,000
	そ の 他	旅費、謝金	200,000
		合計	400,000 円
申 請 者 略 歴	<p>*沖縄県との関わりを含め記入してください。</p> <p>平成〇〇年〇月 琉球大学〇〇学部卒 平成〇〇年〇月 琉球大学〇〇研究科修了 (博士 (医学)) 平成〇〇年〇月 琉球大学〇〇学部 助手 平成〇〇年〇月 琉球大学〇〇学部 准教授</p>		
研 究 業 績	<p>*この申請課題の内容に限ることなく、最近3ヶ年間に於いて発表した「学術研究論文・著書」等を発表年次の順に記入してください。</p> <p>1. Ryudai T. Ryudai press 2013 2. 琉大太郎、..... 琉大出版 2014 3. 琉大太郎、..... 琉球大学〇〇紀要 2015</p>		
他 の 補 助 金	<p>*研究助成金申請の場合のみ、科研費申請の有無及び当基金以外からの補助金の有無。なお、有の場合には出所別に具体的に記載。 科研費申請 (2024 秋申請分) <u>申請を行い採用された</u>・申請を行ったが不採用となった・申請無 (○を付けてください) 当基金以外からの補助金・・・ <u>有</u> ・ 無 (○を付けてください) 助成金の出所先: 琉球太郎研究助成基金</p>		

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

助成金振込口座届

所属機関への寄附金扱いとしますか？ (いずれかに☑をつけてください)	<input type="checkbox"/> する	●以下口座情報の記入は不要です。 ※間接経費への充当ならびに使用者の変更は認められません ※助成決定後に、所属機関の「寄附金申込書用紙」を受託者へご送付ください。
	<input type="checkbox"/> しない	●以下口座情報をご記入ください。

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名(3桁の漢数字)、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

銀行口座については記載しないでください。

金種別	白地印立 ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。	座番号							
	お受取人	【ご留意事項】 口座名義は、必ず助成対象者本人名義としてください。	フリガナ						
口座名義									

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。)は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為